

## 公益社団法人愛川町シルバー人材センター会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人愛川町シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 1,500円とする。

(2) 特別会員 年額 1,500円とする。

(3) 賛助会員 別表に定める額とする。

2 特別な事情により前項によりがたい場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

(会費の免除)

第3条 特別会員のうち理事会の承認を得た場合には、会費を免除することができる。

(納入期日)

第4条 正会員及び特別会員は、毎事業年度1回を6月末までに納入するものとする。ただし、新規入会者については、入会承認後、15日以内に納入するものとする。

2 賛助会員は、毎事業年度1回を6月末までに納入するものとする。ただし、新規賛助会員は、理事会の承認を得た後、30日以内に納入するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

| 種 別 | 会 費 額         |
|-----|---------------|
| 個 人 | 年 額 一口 3,000円 |
| 団 体 | 年 額 一口 3,000円 |

22.12.1